

第4号様式（第3条、第5条、第11条、附則第4項－第6項、附則第8項、附則第9項関係）

授与年月日	
番 号	
根拠規定	

教 育 職 員 免 許 状 授 与 申 請 書

年 月 日

山口県教育委員会 様

本 籍 地
都道府県
郵便番号
申請者 住 所
ふりがな
氏 名

年 月 日生
(電話 局 番)

教育職員免許法第5条の2
教育職員免許に関する規則

下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、

第 1 項
第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
附則第 項

記

免許状の 種 類	幼稚園・小学校・中学校・高等学校 特別支援学校・養護・栄養・その他（ ）	教 科 (事項)、 領 域 又は 自立活動
	教 諭 ・ 助教諭	
	普通（専修・一種・二種）・特別・臨時	

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

注 1 「免許状の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 太枠内は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第10号様式の3（第4条、第5条、第11条関係）

検定結果	合格・不合格
根拠規定	

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

山口県教育委員会 様

郵便番号

住 所

出願者

ふりがな
氏 名

年 月 日生

(電話 局 番)

下記の教育職員免許状に係る教育職員検定を受けたいので、教育職員免許に関する規則第 条第 項の規定により、関係書類を添えて出願します。

記

免許状の 種 類	幼稚園・小学校・中学校・高等学校 特別支援学校・養護・栄養・その他（ ）	教 科 (事項)、 領 域 又は 自立活動	
	教 諭 ・ 助教諭		
	普通（専修・一種・二種）・特別・臨時		

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

注 1 「免許状の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 太枠内は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式の2（第3条、第4条、第11条関係）

履 歴 書

ふりがな 氏名	生年月日		年 月 日		住所			
	本籍地・都道府県							
学 歴	年月日	学 校 名 等	卒業等	勤 務 記 録	年月日	勤 務 先 職 名 等		
教 員 免 許 状	授与年月日	種 類	教 科	番 号	授与権者	身 上 異 動	年 月 日	事 項

- 注 1 「学歴」欄は、小学校から最終学校まで記入すること。
- 2 「学校名等」欄は、学校の名称（学部、学科、専攻等の区別がある場合にあっては、学校の名称及び学部、学科、専攻等の区別）を記入すること。
- 3 「卒業等」欄は、入学、卒業、修了、中退等の区別を記入すること。
- 4 「教員免許状」欄は、有する教育職員免許状のすべてについて記入すること。
- 5 「勤務先、職名等」欄は、勤務先の名称、職名及び就職、転任、休職、退職等について記入すること。
- 6 「身上異動」欄は、氏名又は本籍地都道府県に異動があった場合にその旨を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式の3（第3条、第4条、第11条関係）

人物に関する証明書

氏名	
生年月日	年 月 日

上記の者の人物に関する所見は、次のとおりです。

評 定	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所 見					
上記のとおり副申します。					
年 月 日					
所属長					印

上記のとおり証明します。

年 月 日

実務証明責任者

印

注 「評定」欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第3条、第4条、第11条関係）

健 康 診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
身 長	c m	体 重	k g
視 力	右 左	右 矯正 左	右 左
疾 病 異 常			
所 見			

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地
医 療 機 関 名
医 師 氏 名



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

注 宣誓者の氏名は、自署すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。